

沖縄振興特別措置法第26条「特定販売施設」の要件

- ア 特定小売施設及び特定飲食施設及び付帯施設が一体的に設置される施設
- イ 小売業、飲食業の業務を行う事業者が特定小売施設及び特定飲食施設を設置すること
- ウ 特定小売施設及び特定飲食施設の床面積の合計がおおむね2千平方メートル以上 ※
- エ 専ら免税物品を販売する店舗の床面積の合計がおおむね1千平方メートル以上 ※

※ 平成24年4月1日に沖縄振興特別措置法第26条の改正により面積要件が緩和された

- ・ 特定販売施設 (旧) 1万平方メートル → (新) 2千平方メートル
- ・ 免税店部分 (旧) 5千平方メートル → (新) 1千平方メートル

根拠法令 : 沖縄振興特別措置法施行令第8条